

休止・廃止・再開届（管理医療機器）

管理医療機器の販売業・貸与業の営業を廃止し、休止し、若しくは休止した営業所を再開したときは、30日以内に届出が必要です。

届書	様式第八（医薬品医療機器等法施行規則第一百七十七条関係）
提出時期・部数	休止・廃止・再開した日から30日以内、1部
手数料	不要
添付書類	なし
届出時の注意事項	<ul style="list-style-type: none">・休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記してください。・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。・提出書類は1部ですが、保健所の受付印等が必要な場合は写しを別途準備してください。・申請届出様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。